

Tokyo Taiju

大樹

Law offices

NO.61



あけましておめでとうございます。

皆様は健やかに新年をお迎えになつたでしょくか。

昨年は多くの災害が発生し、事件や事故がおこりました。

当たり前と思っていた日常を突然失い、受け入れがたい思いのまま日々が過ぎていく人々も多くいることでしょう。

日本中、だれもが安全な場所はないと痛感しました。

災害や事件、事故はできるならば未然に防止することが望ましいのですが、なかなか難しいことでしょう。私たち弁護士は、被害に遭われた方に少しでも前向きに生きていくよう道筋をご案内し、第一歩を踏み出せるようサポートすることが大事な使命の一つだと思っています。所員一同は、弁護士及び弁護士会の社会的使命を胸に、改めて初心を思い返して、いい仕事をすることを通して社会に貢献していきたいと思います。

昨年末には、新たに村田弁護士と上杉弁護士が加わり、よい刺激を与えてくれると同時に、事務所の活力はさらに増す事と思います。

名は体を表すといいます。私たちは「大樹」を冠した事務所の名に相応しいと思えるよう、健康で立派な大樹になるべく成長を続けたいと思います。今年もよろしくお願い申し上げます。

大樹のよう

弁護士 木下 泉



TOKYO大樹法律事務所

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目26番1号 長田屋ビル5階
TEL 03-3354-9661(代表) FAX 03-3354-3324

H P Vワクチン薬害訴訟提訴・ 第一回期日のお知らせ



弁護士 安孫子 理良

平成28年7月27日、
H P Vワクチン(子宮
頸がんワクチン)の接
種により、深刻な副反
応被害を受けた63名の
被害者が、国及び製薬会社(グラクソ・スミ
スクライン株式会社、MSD株式会社)に対
して、損害賠償請求を東京、名古屋、大阪
及び福岡の各地裁に提訴しました。

私は、東京訴訟(第一次原告28名)の弁護
団員として、主に医学的見地の検討の分野で、
この裁判に関わっています。

H P Vワクチンは、子宮頸がんそのものを
予防する効果は証明されています。一方で、
その接種により重篤な副反応(免疫系の異常
による神経障害等)が多数報告されています。

そもそも子宮頸がんは、原因ウイルスで
あるヒトパピローマウイルス(H P V)に感
染しても発症に至る確率は極めて低く、また、
子宮頸がん検診によって、がんになる前の病
変を見出し、負担の少ない治療で予防できる
疾病です。それにもかかわらず、有効性にも
安全性にも問題のあるH P Vワクチンの製造
販売が承認されました。国は、平成22年11
月から、緊急促進事業により公費を助成し、
平成25年4月からは定期接種の対象とし、
接種勧奨を行い、その結果、300万人を越
える中学生・高校生に接種されました。その
後、深刻な副反応が相次いだことから、定期
接種化のわずか3カ月後である平成25年6
月より接種の積極勧奨が一時中止され、現在
に至ります。

H P Vワクチンによる副反応はとても深
刻で、全身の疼痛、知覚障害、運動障害、記
憶障害など多岐にわたります。ハンマーで殴
られるような激しい頭痛や不随意運動、突然
くなる知的障害など症状は非常に多様かつ
深刻です。原告の少女たちの多くは、学校に
通うことや進学が難しくなり、この副反応に
は計り知れないものです。

この裁判を通じて、被害者が将来にわたつ
て、医療や社会全般にわたって安心して生き
ていけるようにするために、真相を解明し、
同様の被害を繰り返さないようにしていった
いと考えています。訴訟により国と企業の法
的責任を明確化し、それを基盤に真の救済と
再発防止を実現していくたいと思います。

いよいよ、東京訴訟の第1回期日が2月
13日15時と決まり、裁判が本格化します。
ご支援よろしくお願いします。

憶障害など多岐にわたります。ハンマーで殴
られるような激しい頭痛や不随意運動、突然
くなる知的障害など症状は非常に多様かつ
深刻です。原告の少女たちの多くは、学校に
通うことや進学が難しくなり、この副反応に
は計り知れないものです。

この裁判を通じて、被害者が将来にわたつ
て、医療や社会全般にわたって安心して生き
ていけるようにするために、真相を解明し、
同様の被害を繰り返さないようにしていった
いと考えています。訴訟により国と企業の法
的責任を明確化し、それを基盤に真の救済と
再発防止を実現していくたいと思います。

「女性の活躍」、本気で 目指していますか??



弁護士 岩田 整

実行力に長けた現政
権は、女性活躍推進法
や育児介護休業法の改
正などを進めてきた。
しかしながら、多くの
既婚女性の就業を妨げる103万円の壁、す
なわち所得税制上の配偶者控除については、
廃止する方針が報道されたが、廃止の方針
を撤回し、103万円の壁を150万円の壁
に代えることで結着した。

税制は、その国が好ましいと考える社会
の姿を現す。配偶者控除の維持は、「女性は、
家庭での役割を果たすことが第一、その上で、
補助的に就労して、労働力不足の緩和に貢
献して欲しい」といった思想を体現してい
ます。

この対象者のために、弁護士を付添人として
選任することを規定しています。

先日、この付添人に裁判所から選任され、
事件は無事終了しました。弁護士登録して
からは、今回で3件です。

付添人に選任されると、まず対象者に会
いに行きます。対象者は、郊外にある指定人
院医療機関という病院(精神科の入院施設の
ある病院)で入院しています。もちろん、対
象者は、病院から外には自由に出ることでは
きません。

実際会うと、対象者は、皆落ち込んでいる
様子で、さまざまなことを話してくれます。
自分の育った家庭環境、なぜ自分は加害行
為を行ったのかなどです。また、多くの対象
者は、統合失調症等の影響で、幻聴や幻覚
に悩まされています。他方で、対象者は、皆
早く外出したい、社会復帰したいという気持

ちを強く持っています。

ところが、少年事件の

少年の場合と違つて、対象者は
は、多くの場合、親兄弟などの親族からも見
放されてしまっています。また、重大な他害
行為を行つたことで、元々住んでいた地域社
会からも排斥されている状態です。そのため、
対象者の社会復帰が非常に困難な場合がほ
とんどです。少年事件で付添人活動をする
場合と比べて、壁にぶち当たるような無力感
を感じることも多いのです。

それでも、事件が終了するたびに、付添
人として、本当はもっと色々なことができた
のではないかと自戒し、反省しています。また、特に
対象者のような人達を、精神的にも物理
的にもより強力にサポートする制度が必要
ではないかとも強く感じています。

本題に戻る。私の場合、浪人中に限つたこ
とがあり、あくまで一時的な状態であった。
しかし、多くの専業主婦世帯、パート主婦世
帯にとって、配偶者控除は、女性の家庭内で
の役割分担及び社会での就業上のポジション
を固定化する役割を果たしている。

本気で「女性の活躍」を目指
すなら、配偶者控除は廃止
するしかない。

るよう)に見える。

廃止には、政治的な抵抗が小さくない。
実は、私自身も、配偶者控除の恩恵を受けて
いたことがある。役所を辞め、法科大学院で
司法試験の勉強をしていた頃、妻の扶養家
族となっており、妻が配偶者控除を受けてい
た。このこともあって、私は家計にほとんど
お金を入れずに、試験勉強するだけの毎日を
過ごすことができた。これは本当にありがた
かった。……つて、そういう話ではなかつた
からも精進していきたいと思います。

今年もよろしくお願い申し上げます

二〇一七年一月

TOKYO大樹法律事務所 所員一同



ささやかな弁護士冥利

弁護士 松浦 基之

昨年秋、以前の依頼
者のご長男から久しぶり
の電話を受けた。そ
の事件とは、こうであ
る。亡父は、戦争末期
に応召して広島で原爆に遭い、戦後、郷里で
療養後死亡したが、死亡診断書では死亡原
因が戦後流行した発疹チフスとなつていて
いただけました。

この事案では、依頼者は給与所得者でし
たが、小規模個人再生を利用しています。と
いうのも、そのほうが、債権者への返済額が
少なくなる仕組みが使えたからです。5年間
にわたり返済を続けていかなければなりません
が、債務を大幅に圧縮した上に、現状の生
活を維持できたということで、大変満足して
いただけました。

自己破産も、個人再生も、債務者の「経済
生活の再生」を目的の一つとしています。借
金の返済にがんじがらめになつて、普段の仕
事や生活に支障をきたしている人たちが、弁
護士の適切なサポートにより、本来の生活を
取り戻し、仕事に打ち込むことができるよう、
これからも精進していきたいと思います。

新しい弁護士を迎えて

弁護士 近藤 博徳

このニュースでもご
挨拶をしている通り、

昨年末に当事務所に村
田智子弁護士と上杉崇
子弁護士が新たに参加

することになりました。

外からは、弁護士が二人増えた、という
だけのようにも見えますが、私たちの事務所で
は弁護士が増えることは大きな意味があり
ます。まず、事務所の運営は弁護士の協議で
行われているので、新しい弁護士の意見によ
つて事務所の様々なあり方がこれまでと違
つたものになる可能性があります。また、特に
実務経験を積んだ弁護士は新たな問題意識
を示してくれるので、私たちにとつて大きな
刺激となります。

弁護士は基本的に個人で仕事をしている
ので、同じ事務所のメンバーでも異なる価
値観や物事の優先順位を持つています。それ
がよい刺激になると、一人では得られない知
識や情報、ものの見方、多様な意見に触れる
ことができ、私たちにも貴重な糧になります。
お一人にはそれぞれ専門、あるいは得意と
する分野があるとのこと、お一人が当事務所
にどのような空気を持ち込んでくれるのか、
楽しみです。

最近、この事件で預かっていた記録を長男
に返還したお礼の電話だった。「先生も随分、
もう40年以上、母上が亡くなられてからで
も20年以上も経った事件で、感謝の念を新た
にしていただき、ささやかな弁
護士冥利に浸ったタベであつた。

はじめまして！



弁護士 村田 智子



この度、TOKYO
大樹法律事務所に入所
した村田智子です。
我が家は、3年ほど
前から、犬を飼っています。

ワンコと暮らすようになつたこ
とがいくつかあります。

まず、散歩に頻繁に行くようになつたこ
と。ワンコですので、朝晩の散歩は欠かせませ
ん。散歩をしていると、いつの間にか悩み
事が整理され、頭がすっきりしてきます。散
歩途中で「こんなお店があったのか」等、新
しい発見をすることもあります。

それから、子育てに似ている面があります
と。しつけと子育ては似ている面があります
し、娘が小さかった時と同じようにワンコを通じての知人友人ができたりします。
ワンコが病気の時には心を痛め、ワンコ
の笑顔で癒されています。

弁護士としても、何件か、ペットに関する
ご相談を受けました。ペットは民法上「物」
扱いなので、訴訟を提起するにしても費用
対効果の問題が生じるのが非常に悩ましい
です。
もう少し時間に余裕ができたら、犬や猫
をめぐる流通の問題、具体的には、殺処分
ゼロ、引き取り屋の問題等についても学びた
いと思っています。

ワンコと一緒に 暮らして



「性の多様性」に 取り組んでいます

弁護士 上杉 崇子



この度、TOKYO
大樹法律事務所で執務できる
ことになり、気持ち新たにワクワクしていま
す。どうぞよろしくお願いします。

自己紹介として、私が力を注いでいる活動を紹介いたします。私は弁護士登録直後



はじめまして。新年からTOKYO大樹法律事務所で執務できる

ことになりました。母の家庭で育ち、母の苦労を見てきたことはあります。まだ未熟な部分もあります。今までの経験を元に、さらにより良い弁護士サポートが出来るよう努力してまいりたいと思います。

(二)



▼息子の登園は夫の係なのですが、私もたまに交代します。先生にお願い

をした後窓からこっそりのぞくと、好きなオモチャを急いで確保したり、ぱっと立っていたり、先生とお話ししているたり。日によって様々ですが、彼の小さな社会がスタートした瞬間を見るのが好きです。どんどん広がっていく社会を楽しんでほしいです。

事務所では先生お二人と事務の方をお迎えしました。私の社会も日々に広がり、嬉しく楽しみに思います。(三)

■事務局 ちょっとひとこと

▼本年より事務局としてこちらの事務所で勤務することになりました。母

とから弱き立場の方々に寄り添うよう

な仕事が出来たらと思っていました。

法律事務所での事務経験は10年以

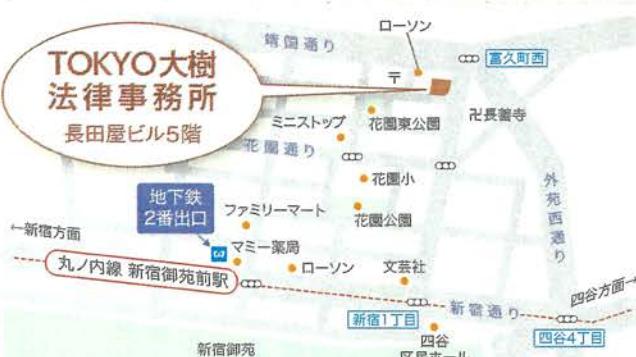
上になりますが、まだまだ未熟な部分

も多くあります。今までの経験を元に、

さらにより良い弁護士サポートが出来

るよう努力してまいりたいと思いま

す。(四)



◆アクセス：地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分

ホームページはこちらです。 <http://www.tokyotaiju.com/>



編集後記